



【参考】個人情報保護・知的財産に関する検討ワーキンググループについて

設置目的

地理空間情報の適正かつ効果的な活用の推進を図るための環境整備として、地理空間情報の高度化やユーザーニーズの多様化等を踏まえつつ、個人情報の取り扱い及び二次利用に関するルール整備について検討する。

これまでの活動状況

「個人情報保護・知的財産に関する検討チーム」として、平成22年に「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」を策定。「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」を令和5年に改正。

今後の活動予定

「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」の改訂を推進会議で決定予定。

構成員

(議長)

内閣官房地理空間情報活用推進室参事官

(議長代理)

国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課長
国土交通省国土地理院企画部長

(構成員)

内閣府宇宙開発戦略推進事務局参事官
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）
デジタル庁統括官（国民向けサービスグループ）付参事官
総務省自治行政局住民制度課長
総務省自治税務局固定資産税課長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
法務省民事局民事第二課長
文化庁著作権課長
農林水産省大臣官房政策課技術政策室長

経済産業省商務情報政策局情報経済課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省総合政策局情報政策課長
国土交通省国土地理院防災・地理空間情報企画センター
地理空間情報企画課長
海上保安庁海洋情報部技術・国際課長

(オブザーバー)

内閣府知的財産戦略推進事務局参事官
個人情報保護委員会事務局参事官
デジタル庁統括官（デジタル社会機能共通グループ）付参事官



【参考】地理空間情報活用推進会議の体制

- 第4期地理空間情報活用推進基本計画期間の開始にあわせて、令和4年4月に地理空間情報活用推進会議の議長代理に総理大臣補佐官を追加し、同補佐官を議長とする新たな会議体「地理空間情報活用推進局長会議」を設置するなど体制を強化・整理。

○地理空間情報活用推進会議

局長級

(議長)	内閣官房副長官（政務及び事務）	(構成員)	内閣官房国家安全保障局
(議長代理)	内閣総理大臣が指名する内閣総理大臣補佐官（森昌文 内閣総理大臣補佐官）		内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局※
	内閣官房副長官補（内政担当）		内閣府政策統括官（防災担当）
(副議長)	内閣官房地理空間情報活用推進室		デジタル庁
	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局		警察庁、法務省、外務省
	内閣府宇宙開発戦略推進事務局		財務省、厚生労働省、農林水産省
	総務省、文部科学省、経済産業省		環境省、防衛省の各局長級
	国土交通省の各局長級		

※令和6年10月に「新しい地方経済・生活環境創生本部事務局」設置。
現在、要綱改正作業中。

○地理空間情報活用推進局長会議

局長級

(議長)	内閣総理大臣補佐官	(構成員)	内閣府（防災担当）
(議長代理)	内閣官房地理空間情報活用推進室長		内閣府科学技術・イノベーション推進事務局
			内閣府宇宙開発戦略推進事務局
			総務省、文部科学省、農林水産省
			経済産業省、国土交通省、環境省の各局長級

※構成員は、シンボルプロジェクト担当部局の局長級。必要に応じ、関係者の出席を求めることとする

○地理空間情報活用推進会議幹事会

課長級

(議長)	内閣官房地理空間情報活用推進室長	(副議長)	内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省
(議長代理)	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）		経済産業省、国土交通省の各担当課長級
	内閣府宇宙開発戦略推進事務局審議官	(構成員)	地理空間情報活用推進会議の構成員の各
	国土交通省不動産・建設経済局次長		担当課長級

○個人情報保護・知的財産に関する
検討ワーキンググループ

○国の安全に関する検討
ワーキンググループ

○基盤的な地理空間情報の整備・更新
・相互活用に関する検討ワーキンググループ

○人材育成・普及啓発
ワーキンググループ